



2022年1月14日

各 位

会 社 名 H E R O Z 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役Co-CEO 林 隆 弘
(コード番号：4382 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員CFO 森 博 也
(TEL 03-6435-2495)

臨時株主総会の開催並びに定款の一部変更及び資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、2022年3月31日開催予定の臨時株主総会に「定款の一部変更の件」及び「資本金の額の減少の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催について

(1) 基準日・公告日・公告方法

基準日 2022年2月9日
公告日 2022年1月25日
公告方法 電子公告

(当社ホームページ<https://heroz.co.jp/ir/>に掲載予定です)

(2) 開催日時

2022年3月31日(木) 午前10時(予定)

(3) 開催場所

3月中旬送付予定の臨時株主総会招集ご通知をご確認ください。

(4) 付議議案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金の額の減少の件

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

(第2条関係)

今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)に労働者派遣事業を追加するものであります。

(第12条及び附則関係)

- ① 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、感染症や自然災害の影響、社会のデジタル化の進展等も踏まえ、株主総会の開催方式を拡充することにより株主の皆様の利益を確保するため、いわゆるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、第12条(株主総会の招集)第2項を新設するものであります。
- ② 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、附則の当該規定は所定

の期日経過後に削除するものといたします。

(第 14 条、第 23 条及び第 24 条関係)

当社は、経営体制の強化を目的として、Co-CEO（共同最高経営責任者）制度を導入しておりますが、その適切な運用のため、これを定款に基づく地位として位置付けることとし、現行定款第 14 条（招集権者及び議長）、第 23 条（CEO）及び第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。

(第 18 条及び附則関係)

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入される予定であることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定める第 18 条（電子提供措置等）第 1 項を新設するものであります。
- ② 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、第 18 条（電子提供措置等）第 2 項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、附則の当該規定は所定の期日経過後に削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 1. ～ 9. (条文省略) (新設) 10. (条文省略) (株主総会の招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新設) (招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、CEO がこれを招集し、議長となる。 2. <u>CEO に事故があるときは、予め、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを行う。</u> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(目的) 第 2 条 1. ～ 9. (現行どおり) <u>10. 労働者派遣事業</u> <u>11. (現行どおり)</u> (株主総会の招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、CEO がこれを招集し、議長となる。 <u>CEO が複数名あるときは、予め取締役会において定めた順序により、Co-CEO が招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項の CEO 又は Co-CEO に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> <u>(削除)</u>

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(CEO)

第 23 条 当社に CEO (最高経営責任者) を置く。

2. 当社の代表取締役が 2 名以上のときは、うち 1 名を CEO とし、取締役会の決議をもって定め、代表取締役が 1 名のときは、その者を CEO とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、CEO が招集し、議長となる。CEO に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(新設)

(新設)

(新設)

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(CEO)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役の中から 1 名又は複数名の CEO (最高経営責任者) を選定する。CEO が複数名あるときは、各自を Co-CEO と称する。

(削除)

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、CEO が招集し、議長となる。CEO が複数名あるときは、予め取締役会において定めた順序により、Co-CEO が招集し、議長になる。

2. 前項の CEO 又は Co-CEO に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

附則

(第 12 条第 2 項の変更の効力)

第 12 条 (株主総会の招集) 第 2 項の新設は、産業競争力強化法の規定に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとし、本附則 (第 12 条第 2 項の変更の効力) の規定は、同日経過後、これを削除する。

(電子提供制度の変更に関する経過措置等)

1. 現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 18 条

	<p>(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則(電子提供制度の変更に関する経過措置等)の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月31日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月31日(予定)

3. 資本金の額の減少について

(1) 減資の目的

今回の資本金の減少は、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様への所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

(2) 資本金の額の減少の要領

①減少する資本金の額

資本金の額2,276,959,196円のうち2,266,959,196円を減少し、10,000,000円と致します。

なお、当社が発行しているその他の新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円とすることにいたします。

②資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2022年1月14日
②債権者異議申述公告日	2022年2月15日(予定)
③債権者異議申述最終日	2022年3月18日(予定)
④臨時株主総会決議日	2022年3月31日(予定)
⑤減資の効力発生日	2022年3月31日(予定)

(4) 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であるため、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、業績に与える影響は軽微でございます。また、本件は、2022年3月31日に開催される臨時株主総

会において承認可決されることを条件としております。

以 上